

## Contents

---

### AIPPI Committee

---

#### ・第22回 WIPO 著作権・著作隣接権常設委員会

第22回 WIPO 著作権・著作隣接権常設委員会 (SCCR) において、重要な進展がありました。

SCCR は、著作権の交渉に関する WIPO の最高機関であり、6月の会合における検討事項には、著作権／著作隣接権の制限および例外、ラジオ／テレビ放送の保護に関する条約、視聴覚実演の実演家の保護に関する条約など、これまでも同委員会で議題に上ったことのある重要な課題が含まれていました。

SCCR は11年にわたる交渉を経て、視聴覚産業の実演家を保護する規定について合意しました。これは、視聴覚実演に関する WIPO 条約締結に向けた交渉が最終段階に入ったことを示しています。

さらに、印刷物を読むことに障害のある人 (print disability) に対する制限および例外の問題についても、非公式の話し合いや交渉の結果、解決に向けて重要かつ大きな前進がありました。合意された共同文書は「覚書」という形で示されましたが、これは、視覚障害者に対する制限および例外の問題に対応するための国際文書に関して、さらなる検討を進めるための基礎となります。

(Sanna Wolk, Jan Bernd Nordemann – Program Committee of AIPPI)

(英語版詳細 : <http://www.aippi.org/enews/2011/edition20/WIPO.html>)

---

### 2011年 AIPPI フォーラム&執行委員会

---

#### ・AIPPI フォーラム&執行委員会 – 2011年10月13日～18日、ハイデラバード

開催まであと1カ月余りとなりました。まだ登録されていない方も、インド入国のためのビザの申請・取得が間に合えば、参加いただきたいと思います。これまでに600名を超える人々が参加登録されています。AIPPIの最も重要な会合のひとつに参加でき

る機会を逃さないでください。なお、最も参加者の多い部会は、インド、ドイツ、日本、カナダ、中国、米国などになりそうです。

2011年のハイデラバード会合は、さまざまな知財分野に関する貴重な見識を得るとともに、65を超える国々の仲間と交流できる機会です。フォーラム&執行委員会は通常、国際総会よりも参加者が少なく、混雑しないため、有意義な交流を図ることのできるチャンスが多くなります。

なお、本会場のホテルの予約はすでに満杯ですが、会場から5分～15分の場所にある他の3つのホテルへは、シャトルバスを運行します。

10月のハイデラバードで、皆様とお会いできるのを楽しみにしています。

*(Laurent Thibon, Deputy Secretary General of AIPPI)*

#### ・AIPPIフォーラム&執行委員会－2011年10月13日～18日、ハイデラバード： 学術プログラム

ハイデラバードのフォーラム&執行委員会における学術プログラムは、順調に準備が進んでいます。4つの議題のそれぞれに対して、36件～42件の部会レポートが提出されています。ハイデラバードの議題についての説明は、[こちら](#)をご覧ください。ハイデラバードで検討・採択を行う決議案を作成するため、近々、4つの議題のサマリーレポートが、各 Working Committee の Chair へ送付されます。作成された決議案は、各 Committee の全メンバーへ送付され、フォーラム&執行委員会に先立って、初めての意見交換を行います。フォーラムは2日間で12のワークショップを開催し、ソーシャルネットワーク、国境措置と通過中の物品、多国間投資における発明者適格、地理的表示、先住権など、知的財産法の分野において注目されている多様なテーマを扱います。また、2010年のパリ総会において Pharma Day が成功を収めたことを受け、今回も12のワークショップのうち4つは、医薬分野専門のワークショップとして、新たな医学的用途、および治療用抗体の保護、パテントリンケージ、バイオ医薬品の特許適格性を裏付けるための実験データという、製薬業界において関心の高いテーマを扱います。各ワークショップについては、[こちら](#)の暫定プログラムで説明しており、また、[確定した講演者のリスト](#)もご覧になれます。最後には、2012年に大韓民国で開催される AIPPI 国際総会の作業プログラムを紹介するセッションがあります。Reporter General チームの担当メンバーが議題を紹介し、暫定的な課題や意見について、Programme Committee のメンバーや各国部会の代表者と話し合うことにより、フォーラム&執行委員会の終了後、直ちに最終的な作業ガイドラインを作成できるようにします。学術プログラムの成功を願うとともに、ハイデラバードへのお越しをお待ちしています。

*(Thierry Calame, Reporter General of AIPPI)*

・ AIPPI フォーラム&執行委員会－2011年10月13日～18日、ハイデラバード：  
知財に従事する女性による会合

AIPPIの会合において、女性のみで集まる機会を持つことが、ここ数年で慣例となってきました。もちろん、ハイデラバードにおける次回のフォーラム&執行委員会においても、女性のみによる行事を計画しており、すべての女性参加者（AIPPIの会員、非会員）の参加をお待ちしています。

これまでに行われた会合は、盛況で楽しいものでした。参加者も多く、知財分野の女性どうしで交流を深め、経験を共有し、ネットワーク作りをするために、さらなる機会が求められていることは明らかでした。

AIPPIにおける女性による知財ミーティングは、和気あいあいとして堅苦しさがなく、気軽に参加できます。雰囲気の良い会場で軽食をとりながら、楽しい時間を過ごしましょう。世界各国のさまざまな経歴を持つ参加者と言葉を交わし、知り合いになれる好機です。

女性の参加者の皆様、ハイデラバードでお会いしましょう。

*(AIPPI General Secretariat)*

・ AIPPI フォーラム&執行委員会－2011年10月13日～18日、ハイデラバード：  
スポンサーについてのお知らせ

ハイデラバード執行委員会&フォーラムのスポンサー、および配布物へのロゴ掲載のお申し込みは、お早めに。スポンサーについて説明したパンフレットは[こちら](#)です。

*(AIPPI General Secretariat)*

・ AIPPI フォーラム&執行委員会－2011年10月13日～18日、ハイデラバード：  
ビザ申請

ハイデラバードにおけるフォーラム&執行委員会に参加するための会議ビザを取得する場合は、[registration@aippi.org](mailto:registration@aippi.org)で登録をした後、必ず招待状を請求してください。

*(AIPPI General Secretariat)*

---

各国部会

---

・ AIPPI スポットライト

e-Newsでは今号より、AIPPI各国部会の現状についてお伝えすることになりました。AIPPIは世界に65の部会を擁していますが、規模や業務のやり方など、部会ごとに特

色があります。各部会には、産業界、実務、研究、行政、司法などにおいて知財に携わっている人々がいます。こうした部会を基礎にしている AIPPI は、知財に関する最新の国際的な視点やハーモナイゼーションに関する情報の取得・伝達において、知財関連の団体の中でも他に類のない能力を有しています。この「スポットライト」は、AIPPI の部会や会員の皆様に関心のある情報をお届けし、優れたアイデアを共有していただけるようなコーナーにしたいと思います。

(AIPPI Communications Committee)

(英語版詳細：[http://www.aippi.org/enews/2011/edition20/AIPPI\\_Spotlight.html](http://www.aippi.org/enews/2011/edition20/AIPPI_Spotlight.html))

---

## 政府機関 & NGO

---

### ・第 13 回 FICPI オープンフォーラム—2011 年 11 月 9 日～11 日、ローマ

国際弁理士連盟 (FICPI) の第 13 回オープンフォーラムは、会員だけでなく、知的財産の実務者、産業界や公的機関の知財関係者も参加できます。人気のある複数同時進行の作業プログラムを特徴とするフォーラムでは、「秘匿特権」、「特許の出願・審査の戦略」、「知財監査や知的財産管理における新たな職業の機会」、「プロフェッショナルとしての基準」など、すべての参加者にとって関連があり関心が高いテーマを扱います。FICPI のオープンフォーラムの高度な研修内容は、JPAA (日本弁理士会) において CLE 単位が認められます。また、人脈作りや魅力的な交流プログラムにも十分な時間を取っています。日本以外の国 (英国、オランダ、オーストラリア、ニュージーランド) からの参加者も、フォーラムによる CPD/CLE 単位を申請することができます。

現在、登録を[受付中](#)です。パンフレットは[こちら](#)からダウンロードできます。

(FICPI)

### ・FICPI 韓国シンポジウム—2011 年 12 月 1 日、2 日、ソウル

FICPI のシンポジウムは北京、横浜、デリーでも成功を収めてきましたが、今後も世界各地で専門家の皆様と会合する機会を引き続き提供します。今回のイベントは、FICPI 韓国部会と共同で開催します。

#### プログラムのハイライト

- ・現在、知財分野で関心のある課題について、韓国産業界の有識者によるパネルディスカッションを行います。

・ FICPI がデザインした「スマートフォン」を例に取り、世界各国の知財スペシャリストが、以下の点について考察します。

- －ハードウェアからソフトウェアへ重点が移ったことで生じた課題
- －ユーザーインターフェースやユーザー機能を保護する方法
- －特許審査ハイウェイの将来
- －仮想世界（仮想設計を含む）の保護
- －訴訟に代わる手段としての調停を含む、特許権行使の最近の傾向
- －偽造者に対する商標権の行使

FICPI 韓国シンポジウムの高度な研修内容は、JPAA（日本弁理士会）において CLE 単位が認められます。また、参加者どうしの交流にも十分な時間を取っています。事前情報については、[こちら](#)のパンフレットをご覧ください。登録受付は間もなく開始します。

*(FICPI)*

#### ・ FICPI 総会－2012 年 4 月 15 日～21 日、メルボルン

FICPI 総会 (World Congress) は、一流の専門家や裁判官、知財当局とのディスカッションに参加（またはオブザーバーとして参加）することにより、世界規模で知的財産法の今後の方向性に影響を及ぼすことができる絶好の機会です。世界各国の著名な講演者が出演する優れた技術プログラムとともに、メルボルンの魅力を最大限に生かした交流プログラムやツアーも計画しています。

今回の総会の特徴は、複数セッションの同時進行を初めて取り入れ、参加したいセッションを選べるようにしたことです。FICPI では JPAA に対し、2012 年メルボルン総会による CLE 単位の認定を申請する予定です。

参加の登録をするには、[こちら](#)をクリックしてください。詳細は [www.ficpi2012.org](http://www.ficpi2012.org) でご覧になることができます。

*(FICPI)*

---

### 記事・解説

---

#### ・ 米国特許制度改革法案が下院を通過－9 月に上院で可決の見込み

米国における特許制度改革の進展について最新情報をお伝えします。特許法を改正す

る米国発明法案について、内容の異なる法案が、上院と下院で別々に可決されています。今後、この2つの法案の差異を上院委員会で調整し、上院で法案を再可決した後、オバマ大統領の署名を受けることとなります。この手続きは9月に行われる見込みです。

*(Joshua Goldberg, U.S. Group Reporter)*

(英語版詳細 :

[http://www.aippi.org/enews/2011/edition20/US\\_patent\\_law.html](http://www.aippi.org/enews/2011/edition20/US_patent_law.html))

#### ・CAFC—単離されたヒトDNA分子を特許対象と判示

2011年7月29日、米国連邦巡回控訴裁判所(CAFC)は、Association for Molecular Pathology vs Myriad Genetics 事件におけるニューヨーク南部地裁の判決を覆し、単離されたヒトDNA分子は米国法の下で特許対象となると判示しました。この判決の根拠として、特許クレームにあるcDNAは自然界に存在する分子ではなく、cDNAを作成するには人的な介入が必要であり、さらに、分子が改変されているため、単に「精製」されたものではない、と述べています。しかし本件は、特許権者であるMyriadにとって完全な勝利ではありません。というのも、遺伝子配列の比較あるいは分析を意図した特許クレームが無効と判断されたためです。

*(Joshua Goldberg, U.S. Group Reporter)*

#### ・Yahoo 事件

ローマ知的財産裁判所は、映画「彼女が消えた浜辺」に関する裁判(e-News No.18で報告)において、映画の著作権を侵害するウェブサイトへの検索エンジンのリンクを削除するようYahooに命じた判決を取り消しました。

この控訴審判決では、侵害しているとされるコンテンツへのリンクが、関係当事者によって個別に特定され、記録されていない限り、そのリンクを削除するようインターネット検索エンジンプロバイダーに強制してはならないとしています。

この劇的な逆転判決は、イタリアの法域内における、知的財産権行使に協力するプロバイダーの義務の定義に向けて、さらに前進したことを意味します。

*(Luigi Manna, LGV Avvocati, Milan, Italy)*

(英語版詳細 : [http://www.aippi.org/enews/2011/edition20/Yahoo\\_case.html](http://www.aippi.org/enews/2011/edition20/Yahoo_case.html))

---

### フィードバック

---

会員のみなさんからのご意見・ご感想をお待ちしております。e-NewsあるいはAIPPIに関して気づいた点などありましたら、[enews@aippi.org](mailto:enews@aippi.org)までメールでお寄せください。

・ 寄稿のお願い

e-News に掲載する記事を読者のみなさんから募集しています。寄稿の際には、e-News の[編集ポリシー／ガイドライン](#)に準拠していただくようお願いします。

e-News は、AIPPI（国際知的財産保護協会）が隔月で出版するニュースレターです。

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | CH-8027 Zurich | Tel. +41 44 280 58 80 | Fax +41 44 280 58 85 | [enews@aippi.org](mailto:enews@aippi.org) | [www.aippi.org](http://www.aippi.org)

今号の作成者：AIPPI General Secretariat、Ching-Ying Chen

作成協力：AIPPI Deputy Secretary General、Stephan Freischem

編集／Communications Committee：

Chair：Charters Macdonald-Brown

Members：

Alan J. Kasper

Klaus Haft

Jehyun Kim

Kristian Fredrikson

Raffaella Arista

Martin Michaus

Carolyn Harris

Gaston Richelet

Emmanuel Larrere

-----  
免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。